

自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人（大人1名）について、精神症状を発症して心身が不調であったこと、母と別離が生じたことなどを考慮して、中間指針第五次追補第3記載の自主的避難等に係る損害のうち、精神的損害（平成23年3月から同年12月まで）を7万円増額することが認められるなどした事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

- 1 避難費用（避難交通費）  
期間：平成23年3月11日から平成23年12月31日まで
- 2 避難費用（宿泊費）  
期間：平成23年3月11日から平成23年12月31日まで
- 3 避難費用（一時帰宅費用）  
期間：平成23年3月11日から平成23年12月31日まで
- 4 生活費増加費用（二重生活に基づく生活費増加費用）  
期間：平成23年3月11日から平成23年12月31日まで
- 5 精神的損害（中間指針第五次追補分を含む）  
期間：平成23年3月11日から平成23年12月31日まで

### 第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、合計金355,700円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- 1 避難費用（避難交通費）  
金額：45,600円
- 2 避難費用（宿泊費）  
金額：32,500円
- 3 避難費用（一時帰宅費用）  
金額：17,600円
- 4 生活費増加費用（二重生活に基づく生活費増加費用）  
金額：90,000円
- 5 精神的損害（中間指針第五次追補分を含む）

金額：170,000円

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第2記載の金員のうち、金120,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年9月21日

(仲介委員 玉越 浩美)